

25—01 P U D T

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間は本節(25—01)に記載したとおりである。本節(25—01)が適用されない以下の事件については、それぞれ参照先の節を参照されたい。

なお、査定系審判及び商標登録異議の確定審決に対する再審についても同様とする。

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判における指定期間 (→[25—01.2](#))

特許異議の申立てにおける指定期間 (→[25—01.4](#))

指定期間の延長 (→[25—04](#))

I 原則

指定期間については、原則として以下のとおり取り扱う（商標登録異議申立事件についても同様）。

ただし、請求人と合意したとき等は、指定期間は以下とは異なる期間が指定されることがある。

1. 手続をする者が国内居住者（在內者）の場合

(1) 法律及び省令の規定により特許庁長官又は審判長が指定する期間（指定期間）は、以下を除き、特許に関しては60日、意匠、商標に関しては40日とする。

(2) 補正命令又は却下理由通知（[特 § 17③](#)、[§ 18 の 2②](#)、[§ 133①、②](#)、[§ 133 の 2②](#)、これらの規定を準用する規定（[特 § 174②](#)、[意 § 52](#)、[§ 58②、③](#)、[§ 68②](#)、[商 § 43 の 15①](#)、[§ 56①](#)、[§ 60 の 2①](#)、[§ 62①、②](#)、[§ 68④、⑤](#)、[§ 77②](#)）に対する手続の補正又は弁明書の提出のための指定期間は、30日とする。

(3) 審尋（[特 § 134④](#)、[特 § 134④](#)を準用する規定（[特 § 174②](#)、[意 § 52](#)、[§ 58②、③](#)、[商 § 43 の 15①](#)、[§ 56①](#)、[§ 62①、②](#)、[§ 68④、⑤](#)）に対する回答書の提出を求められた者が提出する実験成績証明書又は特殊なひな形若しくは見本の

提出期間については、それぞれの場合を考慮して、(1)に定める期間と異なる期間を指定することができる。

- (4) 郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭なため、期間内に差し出されたものであるか否かが不明であるため書留郵便物受領書、特定記録郵便物受領証等の提出を求める（[特 § 134④](#)、[§ 174 ②](#)）ときの指定期間は 10 日とする。
- (5) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由によって (1) 及び (2) に定める期間内に手続をすることができないと認めるときは、(1) 及び (2) に定める期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができる。
- (6) 遠隔又は交通不便の地にある者のための延長（[特 § 5](#)、[特 § 5](#) を準用する [意 § 68①](#)、[商 § 77①](#)）は、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、15 日とする。

2. 手続をする者が在外者である場合

- (1) 以下に掲げる書類その他の物件の提出についての指定期間は、特許、意匠、商標に関しては 3 か月とする。ただし、代理人だけでこれらの物件を作成することができるか認めるときは、1. の (1) に規定する期間とする。

ア 意見書

イ 協議指令（[特 § 39⑥](#)、[意 § 9④](#)、[商 § 8④](#)）に応答する届出書

ウ 上記 1. (3) の物件

エ 手続補正書（[特 § 17③](#)、[特 § 133①](#)、②及びこれらを準用する規定（[特 174②](#)、[意 § 52](#)、[§ 58②](#)、③、[§ 68②](#)、[商 § 43 の 15①](#)、[§ 56①](#)、[§ 60 の 2①](#)、[§ 62①](#)、②、[§ 68④](#)、⑤、[§ 77②](#)）により手続の補正を命じられた者が提出する手続補正書を除く。）

- (2) 上記 1. (2) の手続の補正、弁明書の提出のための指定期間は、30 日とする。
- (3) (1) の各号に定める物件以外の物件の提出についての指定期間は、1. の (1) に規定する期間とする。
- (4) 1. の (3) から (5) までの規定は、在外者が手続をするときに準用する。

Ⅱ 判定の指定期間

1. 判定についての意見書の提出、答弁書の提出及び弁駁書の提出のための指定期間（各法共通）は、手続をする者が国内居住者の場合は30日、在外者の場合は60日（請求による延長はしない）とする。

2. 在外者の手続の補正及び弁明書の提出については、30日（上記Ⅰ2.（2）に記載された期間）とする。

（→ 期間一般について、方式審査便覧（04. 期間））

別 表

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

（改訂 R5.12）

（訂正 R7.3）